

☆遺言執行手続き

令和7年度

手続きの代理・書類の作成等	業務内容	金額
	1 遺言執行人の手続き	総遺産額×1~3% (※注1、注2、注3)
	2 遺言執行人の行う手続きを支援(履行補助又は復代理)	
		(別途、 提携士業の費用及び書類交付手数料等の実費が加算)※注4 ※総遺産額は、金融資産については預貯金の残高、不動産については土地・建物は固定資産税評価額、株式については相続開始日の最終株価、現金となり、それらを全て合算したもの

注1 上記の金額に消費税額が加算されます。

注2 最低料金は、**99,000円**となります。(消費税込み)

注3 上記の金額は難易度及び総遺産額により増額又は減額の場合があります。

基本: 総遺産額が、 1,000万円までは3%、1,000万円超1,500万円まで30万円
3,000万円までは2%、3,000万円超6,000万円まで60万円
1億円までは1%

注4 上記の金額の他、次の経費が必要となります。

- ① 司法書士の不動産登記等手続き報酬(見積)
- ② 税理士の税務申告等手続き報酬(見積)
- ③ 交通費、書類交付手数料、書類郵送費(実費)